

## 平成21年度事業計画

会員の理解と協力により、社会保険制度の制度周知と被保険者等の健康づくり及び厚生福利の増進を図るために適切な事業を実施し、社会保険制度の普及発展に寄与することを目的とする。

前記の目的を達成するため、次の事業を実施する。

### 記

#### 1 社会保険制度の趣旨普及

##### (1) 社会保険制度周知

関係官署及び保険者並びに関係団体と連携し各種事務講習会、年金セミナー等を開催する。

##### (2) 広報活動

①事業主、事務担当者、被保険者を対象とした広報紙「社会保険にいがた」等を作成し、広く配布し「社会保険制度に関する知識」の周知を図る。

②ホームページによりタイムリーな広報を行うとともに、協会情報の公開性を高める。

#### 2 社会保険事業の推進協力

関係官署及び保険者並びに関係団体と密接な連携を保ち、社会保険制度の健全な発展を図るため、必要な協力・推進活動を展開する。

今年度は、新たに設立される「日本年金機構」との間に社会保険事務局と同様、協力関係を構築し、安定した制度運営がなされるよう協力して行く。

#### 3 社会保険制度に関する調査研究

事業を実施するうえで必要な資料の収集、分析、検討を行い事業に反映させる。

#### 4 健康づくり事業の実施

##### (1) 職場における健康づくり事業

医師、保健師、栄養士、運動指導士等による講習会、保健師による健康相談並びに健康体操と体力測定会等の事業を行う。又、健康づくりに積極的な優良事業所の表彰を行う。

##### (2) 健康啓発事業

①被保険者、その家族一人ひとりが、健康づくりの実践に参加することを通じて、健康への意欲の向上を図るため、健康ウォーク等行う。並びに自治体等の健康づくり事業に参加する。

②健康への意欲向上のため、標語コンクール・健康セミナー等を行う。

③健康優良者からの体験記を募集し、健康管理の意識を高める。

(3) 健康の保持増進事業

健康の保持増進のため、各種スポーツ大会の開催（軟式野球大会・ボウリング大会等）を行うとともに、被保険者等の体育活動の助成を行う。

5 厚生福利事業の実施

(1) 社会保険相談事業

- ①社会保険事務局・全国健康保険協会新潟支部等と協議し、社会保険相談事業を行う。
- ②社会保険相談所の開設を行う。
- ③事業所内での年金講習会への講師派遣を行う。

(2) レクリエーション事業

- ①民営施設等の協力による「生きがい」「余暇活用」への取り組みを進める。
- ②バスハイク等レクリエーションの事業を行い厚生福利の増進を図る。

6 協力団体への活動助成

社会保険委員会連合会、年金受給者協会連合会等の社会保険制度の普及発展に寄与している団体に対し、その活動を助成する。社会保険委員会連合会に対する助成は、社会保険委員会への広報誌の配布及び社会保険委員大会等を行う。

7 保養施設の運営

- (1) 保養所を運営し、被保険者等が快適な環境のもと健全な憩いを行い得るように努める。
- (2) 改築以来15年を経過し、温泉送湯管等の老朽化により利用者に不便をかける事態が生じているため、整備資金を取崩し施設の改修を行う。

8 その他

本会の目的達成上必要と認められる事業を実施する。